

(2) 課税対象とならない軽油

(単位：キロリットル)

区 分		免税軽油使用者数等	数 量		
法第百四十四 条の五関係	輸出（外国船籍の船舶の船用品）		4	848	
	課税済み		48	42,318	
	小 計 A		52	43,166	
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項 関 係	第 一 号 関 係	船舶	2,013	13,061	
		漁船	1,428	5,121	
		海上保安庁	1	648	
		その他	584	7,292	
	第 二 号 関 係	自衛隊の使用する機械を管理する者			
	第 三 号 関 係	鉄道事業		X	2,503
		軌道事業			
		専用の鉄道を設置する者			
		専用側線において車両の入換作業を営む者			
	第 四 号 関 係	農業等		2,078	1,158
		国			
		地方公共団体	1		
		その他	2,077	1,158	
		林業等		3	32
		地方公共団体			
	第 五 号 関 係	陶磁器製造業			
		セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く)		15	311
		生コンクリート製造業			
		電気供給業		X	
		地熱資源開発事業			
		鉱物の採掘事業		35	3,116
		とび・土工事業		4	97
		鉱さいバラス製造業			
		港湾運送業		11	482
		倉庫業		4	14
		貨物利用運送事業			8
		鉄道貨物積卸業			
航空運送サービス業		4	91		
廃棄物処理事業		12	195		
地方公共団体		5	33		
地方公共団体の長の許可等を受けた者		7	162		
木材加工業		8	407		
木材市場業		X	3		
パークたい肥製造業					
索道事業		X	3		
小 計 B		4,191	21,481		
アメリカ合衆国軍隊関係 C					
外国公館等の暖房用ボイラー関係 D					
合 計 A + B + C + D		4,243	64,647		

(注) 地方税法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄は、令和2年2月末日現在の免税軽油使用者数を記載した。